

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/9/29

最終更新日 2021/9/29

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和3年7月1日
国立大学法人名		国立大学法人山形大学
法人の長の氏名		玉手 英利
問い合わせ先	更新あり	総務部企画 I R 課企画 I R 担当 Tel : 023-628-4615 e-mail : yu-kikair@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
URL		https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/governance/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】 令和3年5月26日開催の経営協議会において、令和3年度におけるガバナンス・コードへの適合状況確認の学内プロセス及び経営協議会への確認スケジュールを了承いただいた。同スケジュールに沿って、全原則への適合状況を洗い出し、適否を判断する理由や根拠の確認作業を行った。 確認作業終了後、意見照会を行った。提出された意見を踏まえ修正を行い、令和3年9月22日開催の経営協議会において審議了承を得た。 【ご意見及び本学の対応について】 (ご意見) 前回の報告書を踏まえ、この1年間、重点的に取り組んできた方針・施策・案件を明確化し、それに対する経営陣による評価が読者に分かりやすく伝わるような工夫が必要ではないか。また、ガバナンス・コードの適合状況を点検のみならず、判断根拠、進捗状況評価及び今後の展開方針を含めて示すことも必要であると考えている。 (対応) 本学は、国立大学法人ガバナンス・コードを遵守することはもちろん、大学が社会からの信頼と理解を得続けていくために、項目に対する点検等を通じ、経営の透明性を高め、ガバナンス体制を強化すると同時に社会への説明責任を果たしていきます。 また、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況報告書を補完する意味で、本学が行っているガバナンス強化に関する取組や今後の方針等を説明するため、今年度からガバナンス全般に関するレポートを作成・公表し、社会に発信いたします。

監事による確認	更新あり	【確認の方法】 令和３年５月26日開催の経営協議会において了承された令和３年度におけるガバナンス・コードへの適合状況確認の学内プロセス及びスケジュールに沿って、全原則への適合状況を洗い出し、適否を判断する理由や根拠の確認作業を行った。 確認作業終了後、意見照会を行った。経営協議会から提出された意見も踏まえた上での修正を行い、令和３年９月22日開催の経営協議会において確認を行った。 【ご意見について】 国立大学法人山形大学の令和３年度ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書の提示を受け、必要に応じ説明を求め、その内容を確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。 既に実施済とした項目についても、より丁寧な説明を加えるなどの更新も行っている。実施未了の項目については、今後のスケジュールが示されており、モニタリングを継続していく。
その他の方法による確認		作成日時点において、実施していません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、下記に説明する原則を除き、実施していると判断しました。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	【補充原則1-3④ 中期的な財務計画の策定】 収入・支出の見通しを含めた中期的な財務計画の策定については、アニュアルプラン2021にも明記し、令和3年度内に達成すべき計画として定めています。令和2年度決算の結果等も踏まえつつ令和3年度中に策定し、公表することとしています。
		【補充原則1-3⑥ 経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等の公表】 収入・支出の見通しを含めた中期的な財務計画の策定については、アニュアルプラン2021にも明記し、令和3年度内に達成すべき計画として定めています。令和2年度決算の結果等も踏まえつつ令和3年度中に策定し、公表することとしています。
		【補充原則1-4② 人材育成方針の公表】 教員及び事務職員に関する本学全体の経営人材の育成方針については、令和3年3月に策定した「国立大学法人山形大学の人事基本方針」に経営人材の育成方針を組み込む形で、令和3年度中に改訂・公表するとともに、その実施状況をフォローアップする体制を整備します。
		【原則3-3-4 経営力を発揮できる体制の検討】 今後、本法人が複数の大学を設置する場合や管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議において当該事項について検討を行い、大学総括理事の設置することとなった場合はその理由を公表します。
		【原則4-1② 学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報を公表】 就職活動実態調査の中で行っている就職支援に関する評価は大学ホームページで公開しています。このほか、年2回実施している学生アンケートや3年毎に実施している学生生活実態調査において実施している満足度調査の結果については、結果を外部に公表することに同意を得た上で、ホームページで順次公開していきます。 ○学生アンケート…実施予定：令和3年10月、公表予定：令和4年3月頃 ○学生生活実態調査…実施予定：令和4年度、公表予定：令和5年度春頃 ○就職状況調査…実施予定：令和4年2月～、公表予定：令和4年春頃

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	本学では、教育、研究及び地域貢献に全力で取り組み、国際化に対応しながら、地域変革のエンジンとしてキラリと光る存在感のある大学を目指し、3つの使命『地域創生』『次世代形成』『多文化共生』及び5つの基本理念『学生教育を中心とする大学創り』『豊かな人間性と高い専門性の育成』『「知」の創造』『地域創生及び国際社会との連携』『不断の自己改革』を定めるとともに、将来に亘って本学が発展していくための経営ビジョンとして「山形大学の将来構想」を策定しています。 上記のビジョン等を実現するため、また、その道筋を明確にするため、第3期中期目標・中期計画（平成28年度から令和3年度）を策定し、加えて、中期目標・中期計画達成に向けた年度計画及びアニュアルプランを策定しています。なお、これらについては、達成状況に関して毎年度自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の計画に反映させています。 なお、上記の使命と基本理念、将来構想、中期目標、中期計画、年度計画、アニュアルプラン及び自己点検・評価の情報は、大学ホームページにおいて公表しています。 [大学ホームページ] 山形大学の将来構想 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/5916/0212/8978/For_The_Future2015.1.pdf 中期目標・中期計画・年度計画 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/middle/ アニュアルプラン https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/annual/ 自己点検・評価 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/check/
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	本学の使命と基本理念、将来構想等に基づき作成した中期計画、年度計画、アニュアルプラン等について、毎年度自己点検・評価（国立大学法人評価、本学で実施しているキャンパス経営力評価及び内部質保証に係る自己点検・評価）を行い、進捗状況や達成状況を検証しています。また、これら自己点検・評価の情報、アニュアルレポート等については、大学ホームページにおいて公表しています。令和3年度からは、アニュアルプラン2021に前年度プランの進捗状況を記載し公表するとともに、国立大学法人評価に係る業務実績報告書において、よりステークホルダーに内容を理解してもらうため、ダイジェスト版を新たに作成し公表しています。 なお、検証結果を基に改善に反映させた結果等については、上記自己点検・評価の結果を翌年度の計画等に反映させホームページに公表しています。また、令和3年10月発行のアニュアルレポート2021に、IRの活用による検証結果を基に改善に反映させた結果等に関する記事を掲載し、公表することとしています。 [大学ホームページ] 自己点検・評価（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/check/ アニュアルレポート https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/agreement/

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	本学では、組織の自立と責任体制の明確化による効果的な組織運営の実現を目指し、経営面と教学面を分離させたガバナンス体制を構築しており、学内規則に経営面と教学面の各組織とその権限等について明記し、公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000001.html 国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000021.html
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がい等の有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	適正な人事制度を確立するとともに、教育研究向上と組織の活性化を図ることを目的として、教職員に係る人事基本方針を策定しています。教員については、若手教員（採用時年齢の目安を概ね３５歳未満とする）のほか、外国人や女性、実務家教員等を積極的に採用し、年齢層のフラット化と職位に応じた年齢構成の適正化に努め、多様な人材による先進的な考え方や発展性強化を目指しています。 また、職員については、本学の発展及び地域貢献のために働く強い意欲のある人、失敗を恐れず、積極的に仕事に取り組むことができる人、経営的視点を持ち、交渉力が高い人等総合的に判断しバランス感覚に優れた人材を求めるとし、年齢構成や多様性を考慮し、教育研究を支える強い組織の確立を目指しています。これらの内容は大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学の人事基本方針 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/6816/1706/5115/202103.pdf 山形大学男女共同参画基本計画(第2次) http://www.yamagata-u.ac.jp/kenkyu/danjo/modules/promotion/index.php?content_id=3 女性の活躍／次世代育成 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/woman/ 国立大学法人山形大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000270.html
補充原則 1－3⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	第３期中期計画「Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」に中期計画期間中の予算を記載しています。また、設備マスタープラン、キャンパスマスタープラン及び人件費の削減計画等、中期的な計画に基づき予算編成を行っています。 なお、収入・支出の見通しを含めた中期的な財務計画の策定については、アニュアルプラン2021にも明記し、令和３年度内に達成すべき計画として定めています。令和２年度決算の結果等も踏まえつつ、令和３年度中に策定し、公表することとしています。 [大学ホームページ] 中期計画（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/middle/

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	法人の活動状況や資金の使用状況等を分かりやすく公表するため、事業年度ごとにアニュアルレポートを作成し、ホームページに公表しています。財務情報や非財務情報（経営戦略、事業概要）等について、わかりやすく、簡潔に、共感を得られるような説明を行うことを心がけるとともに、活動状況及びコストの見える化の一環として、学部ごとにセグメントを分けた財務データを作成し、公表しています。 令和３年度のアニュアルレポート（作成中）に関しては、第４期から新たに作成予定の統合報告書を意識し、ビジョン・戦略に関する情報、ガバナンスに関する情報、大学基本情報等を充実させた構成により作成に取り組んでいます。 [大学ホームページ] アニュアルレポート（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/agreement/
補充原則 1－4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針	更新あり	事務職員については、職位に応じて本学が求める人材像・役割・能力とそれに対応した研修を整理した「山形大学事務職員キャリアマップ」を定めています。このキャリアマップにおいては、若手職員の段階から計画的に法人経営に関する知識・能力を育成することとしており、それらに対応した各種の研修を充実させています。 教員については、理事特別補佐制度及び副学部長制度等を設け、次代を担う人材育成の目的も含め経営に参画させているほか、学外会議等にも積極的に参加させています。また、国立大学協会が実施している将来の学長を育てるための研修に積極的に参加させる等、各種研修制度を活用し、計画的な人材育成を継続的に実施しています。 教員及び事務職員に関する本学全体の経営人材の育成方針については、令和３年３月に策定した「国立大学法人山形大学の人事基本方針」に経営人材の育成方針を組み込む形で、令和３年度中に改訂・公表するとともに、その実施状況をフォローアップする体制を整備します。

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	本学では、国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程に基づき、理事、副学長、法人部局長等の責任・権限を整理しています。法人部局長は、国立大学法人山形大学法人部局長選考規程により、前任の法人部局長その他必要と認めた役職員から意見を聴いた上で、学長が適任者を選任しています。さらに、学長が必要と認めた特定の事項について学長の職務を補佐する学長特別補佐を置くことができることとしており、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。 なお、上記規程については大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000021.html 国立大学法人山形大学法人部局長選考規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000165.html
原則 2-2-1 役員会の議事録	更新あり	本学では、法人に関する重要事項を審議する機関として、役員会を置き、国立大学法人山形大学役員会規程において、次の事項を審議することとしています。 (1) 基本理念、将来構想及び長期計画に関する事項 (2) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項 (3) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 山形大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (6) 学術研究院に関する事項 (7) 内部質保証に関する事項 (8) その他役員会が定める重要事項 役員会は毎週定例で開催しているほか、必要に応じて臨時にも開催し、学長の迅速な意思決定に資するよう配慮しています。なお、役員会の議事録は各回の会議終了後1週間で大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学役員会規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000006.html 役員会議事録 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/proceedings/
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	本学の法人経営に係る外部人材の登用について、国立大学法人山形大学学外理事の選考方針を定めており、学外理事の選考にあたっては、「大学に関し広くかつ高い見識を有し、高等教育機関または企業等の経営に精通するもの」とし、複数の候補者の中から、ダイバーシティや地域性等を考慮し選考するとともに、選考にあたっては、学内外の複数の有識者から意見を聴くことと定めています。上記の方針に基づき、外部人材として令和2年度から非常勤理事1名、令和3年度から常勤理事1名を登用しています。 なお、上記学外理事の選考方針及び登用状況については大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学学外理事の選考方針 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/6916/1648/7141/riji20210323.pdf 国立大学法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表について https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/1416/2994/4296/yakuin20210901.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	本学の法人運営に対して、大学を取り巻く多様な関係者の幅広い意見を反映するため、経営協議会の学外委員については、国立大学法人山形大学経営協議会学外委員の選考方針を定めており、学外委員については、「大学に関し広くかつ高い見識を有するもの」とし、経済・産業界、アカデミック分野、地方公共団体、マスメディアなど多様な業種や地域から、ダイバーシティを考慮し多面的な委員構成となるよう留意しています。また、本学の卒業生・修了生を少なくとも1名含むものとし、選考にあたっては、学内外の複数の有識者から意見を聴くことと定めています。上記学外委員の選考の方針については、大学ホームページで公表しています。 なお、学外委員がそれぞれの専門的知見を基に役割を果たせるよう、各審議事項において本学の現状・課題等に関して学外委員が理解しやすいようポイントを整理した概要を資料に付し説明しています。加えて、会議の開催に当たり委員には事前に資料を送付し意見・質問を伺っており、会議時にそれらの意見・質問事項について丁寧な対応をすることにより、委員の理解が得られるよう配慮しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学経営協議会 学外委員の選考方針 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/1716/1519/0062/keikyo_senkou.pdf
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	本学においては、国立大学法人山形大学学長選考等規程に基づき、学長候補者の選考に当たりあらかじめ学長候補者の選考基準及び選考実施計画を策定し、学長選考会議が主体的に選考を実施しています。 学長候補者については、学長候補適任者として推薦された者について学長選考会議が選考基準に基づき第一次学長候補適任者を決定し、必要に応じて所信を聴く会を開催した上で、意向投票を実施せず、学長候補適任者に対するヒアリングを行い、関係資料、所信を聴く会及びヒアリング結果を総合的に判断して、最終的に学長候補者を選考します。 なお、意向投票については、平成23年度に山形大学学長選考等規程の一部改正を行い、学内意向聴取の方法の変更と所信を聴く会の開催について規定し、加えて、令和元年度の同規程の一部改正において、学長候補適任者の推薦方式を、従来の組織による推薦から個人による推薦方法に変更したことから、実施しておりません。 選考段階においては、関係規則、会議の議事録、学長候補適任者・第一次学長候補適任者等の情報を、また、選考終了時には選考結果、全体的な選考過程及び選考理由等の情報を大学ホームページで広く公表しています。また、学長候補者の決定時には、学長選考会議の議長が記者会見を実施し、それらを学外に対し説明し公表しています。 [大学ホームページ] 学長選考会議公表資料 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/proceedings/
補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	学長選考会議の議論を踏まえ、学長が法人の長として責任ある大学運営を行う観点から、本学では、学長の任期を中期計画期間と同じ6年と定めています。 また、大学を取り巻く社会的な状況の変化に対応したガバナンス体制を構築する観点から、学長は再任されることができないこととしており、その旨を国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則、及び国立大学法人山形大学学長選考等規程に規定し公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000001.html 国立大学法人山形大学学長選考等規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000011.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		法人の長の解任のための手続については、学長選考会議において議論の上、解任に係る学長選考会議への審査請求の方法、審査請求を受けた学長選考会議における審査、文部科学大臣への申し出等について国立大学法人山形大学学長選考等規程に明記し、広く公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学学長選考等規程（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000011.html
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	国立大学法人山形大学学長選考会議規程第２条第５号に『学長の業務執行状況の確認に関する事項』と規定しており、当該規定に基づき学長就任３年目に学長の業務執行状況に関する中間評価を実施しています。 中間評価は、「業務運営」「財務経営」「教育研究」の３項目で実施します。学長選考会議は、経営協議会委員や教育研究評議会委員との意見交換、監事からの意見聴取、学長本人へのヒアリングを行い、評価を決定しています。評価結果については、学長選考会議議長から学長へ伝達するとともに、広く学内外に公表しています。 [大学ホームページ] 学長の業務執行状況に係る中間評価結果等 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/information/press/20170327_01/
原則３－３－４ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	学長選考会議において大学総括理事を置くことについて検討し、設置を見送ることとしました。今後、本法人が複数の大学を設置する場合や管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議において当該事項について検討を行い、大学総括理事の設置することとなった場合はその理由を公表します。

記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	本学では、健全で適正な大学運営及び本学に対する社会的信頼の維持に資することを目的として、コンプライアンス遵守に係る方針・運用体制等を国立大学法人山形大学コンプライアンス推進規程に定めるとともに、教職員等及び学生の行動規範となる指針を策定し周知しています。また、同規程に基づくモニタリングの中で、内部統制システムについても点検し、それらを担当理事及び法人・大学部局長が出席する連絡会にて共有するとともに役員会に報告し、随時仕組み・体制等の見直しを行っています。 また、国立大学法人山形大学内部統制規程を制定し、本学の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を新たに整備しています。同規程においては、学内におけるリスク管理に関するモニタリングを実施するとともに、危機管理担当理事及び法人部局長等による内部統制会議にて個別の点検・評価を実施することとしています。さらに、全学の危機管理を集約し、総括することを目的に危機管理室を新たに設置しています。 このほか、公益通報制度、研究活動の不正行為の防止、研究費等の不正使用の防止等に関する推進・責任体制や通報窓口等について規則、指針、行動規範等を整備し、大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学コンプライアンス推進規程 http://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000261.html 山形大学コンプライアンス指針 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000262.html 国立大学法人山形大学内部統制規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00001744.html コンプライアンスに関する取組み https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/compliance
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	国立大学法人として、透明性の高い効率的な大学運営を行い、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たすため、学長定例記者会見や大学ホームページを軸に、多様な媒体を相互に連携させ、適切な時期に、適切な方法で正確な情報を届ける広報活動を徹底しています。 また、学校教育法施行規則により大学において公表が求められている事項（教育情報の公表）についても、情報の受け手となる学生・保護者・社会が適切に情報を得られるように内容を整理した上で、大学ホームページにおいて公表しています。 このほか、多様な関係者に対する透明性を確保するため、本学の使命及び基本理念、将来構想（長期ビジョン）、中期目標・中期計画及び年度計画、自己点検・評価、アニュアルレポートや事業報告書、産業界向けに作成した「求人のための大学案内」等、公表の目的・意味や対象を踏まえた各分野の公表情報を充実化しています。 [大学ホームページ] 教育情報の公表 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/education/
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		上記原則 4 - 1 のとおりです。

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	本学の教育目標及び3つのポリシーを大学ホームページで公表しているほか、学生が大学で身に付けることのできる能力の根拠として、学生便覧に教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、教育カリキュラム、カリキュラムツリー等を記載し、シラバスではそれぞれの授業の目的や授業の到達目標等を記載しています。また、学生の進路状況については、卒業・修了者の就職状況として大学ホームページで公表しています。 学生の満足度調査について、就職活動実態調査の中で行っている就職支援に関する評価は大学ホームページで公開しています。このほか、年2回実施している学生アンケートや3年毎に実施している学生生活実態調査においても満足度調査を行っており、その結果を外部に公表することに同意を得た上で、ホームページで順次公開していきます。 ○学生アンケート・・・実施予定：令和3年10月、公表予定：令和4年3月頃 ○学生生活実態調査・・・実施予定：令和4年度、公表予定：令和5年度春頃 ○就職状況調査・・・実施予定：令和4年2月～、公表予定：令和4年春頃 [大学ホームページ] 教育目標及び3つのポリシー https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/policy/ 卒業・修了者就職状況 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/education/employment/ 学生の満足度調査（就職支援に関する評価） https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/employment/infromation/quest/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 [大学ホームページ] 独立行政法人等情報公開法第22条による公表 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/corporate22/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学医学部附属病院長候補者選考会議関係 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/proceedings/ ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学医療安全管理に関する監査委員会 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/iryouanzen/